

らしんばん

〒466-0059

名古屋市昭和区福江3丁目5番10号

自立援助ホーム慈泉寮内

就労支援事業 サポートいずみ

TEL (052) 881-7583

FAX (052) 881-7746

E-mail sp.izumi2012@gmail.com

<https://syoutokukai.or.jp/izumi>



いずみ 栄立ち通信18

2023年度 第3号

発行責任者 平井 誠敏

編集責任者 羽根 祥充

後輩たちの

ステップアップセミナーの講義から考えてみよう

皆さんが施設で暮らしていた頃には、参加した人もいるかと思いますが、1月20日(土)に今年度最後のステップアップセミナーが開かれました。ここで学ぶ内容は、皆さんにも関係することなので紹介しておきます。

「親との関係はどうなるのか？」

最初の講義は、「成人が知っておきたい法律の知識」をテーマに、名古屋市東部児童相談所の佐々木暢也弁護士が、18歳成人が知っておいた方がいい法律の知識として、「婚姻年齢」「親権」「契約年齢」などについてわかりやすく話してくださいました。皆さんは、どのようなことを思い出したのでしょうか？あまり思い浮かばなかった人はこれを機会に勉強してみましょう。

この講義の後、参加していた高校生から、「親と縁を切った場合、親権は行使されるのですか？」という質問が出されました。佐々木弁護士は、親と連絡を取れないようにするのは無理だが、法律上親権をとめたり、なくさせたりすることはできると説明されました。

このことから、皆さんの親との関係を考えてみましょう。もちろん、皆さんには、親権者はいません。しかし、親との関係(縁?)は、簡単に切ることはできないということを知っておく必要があります。

このことは、親が亡くなった時に問題になってきます。実際に親子の連絡がなくなっても、親の遺(のこ)したものは相続することになります。もし、借金などがあれば、相続した人が払わなければならないのです。親の遺産を相続し自分が払わなければならない方が多くなる場合は、相続放棄を考えたほうがいいかもしれません。これには期限があります(一般的には親がなくなったことを知った日から3か月)。



日頃、連絡がなくなっている親についても動向くらいは知っておいた方がいいと思います。また、相続手続きは難しいです。万が一このようなことが起きた時は、施設の職員など頼れる大人に相談してください。また、サポートいずみでもこのような相談があった場合は、協力して下さる弁護士に相談をつなげています。今年度も1件このような相談があったところです。

「消費者トラブルに関するクイズにこたえてみよう」

午後の2番目の講義は、名古屋市消費者生活センターの講師の方が、「消費者トラブルにあわないために」をテーマにお話をしてくれました。参加者はグループごとに分かれ、クイズ形式で知っておきたいことを学びました。このなかで出されたクイズを参考にいくつかの問題を出します。考えてみましょう。

- 1 店で服を買いました。もっと気に入った服が別の店にあったので返品を頼みました。次のうち、どちらが正しいでしょうか？
ア 前にも別の店で返品してもらったことがあるので、返品してもらえる。
イ お店は返品を断ることができる。
- 2 アパートを借りた人が退去するとき、請求されたら払わなければならないのはどれか？
ア 家具を設置したことによる床のへこみ
イ 畳にジュースをこぼして生じたシミ
- 3 ネット通販で財布を買ったら、ファスナーが壊れていた。サイト画面には「返品不可」と書いてあった。正しいのはどちらか？
ア 返品・交換できる
イ 返品・交換できない

*クイズの答えは裏面にあります。皆さん、どのくらいできましたか？

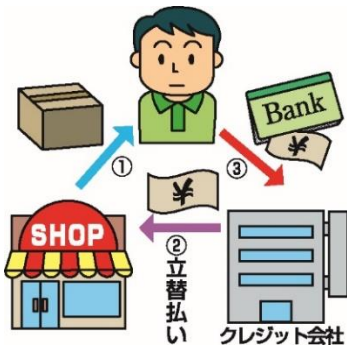
🚫 返品不可

クレジットカードの使い方に気をつけよう!

今回は少し前向きにクレジットカードを持つことについて考えてみたいと思います。

いつまでも、お金のやり繰りに困っている状況ではなく、金銭的にゆとりが出てきた人もこの中には、かなり出てきたのではないのでしょうか?このような人は、クレジットカードを持つことを考えてみるのもいいと思います。すでに持っている人もいるかもしれませんね。

<クレジットカードの仕組み>



クレジットカードは、カードを見せて、機械に入れたり、タッチしたりするだけで買い物ができるので大変便利です。

どうしてこんなことができるかという、それは、カードを発行する会社が、カード利用者に代わってお金を払ってくれているからです。

クレジットカードを申し込むと、必ず会社が、確実にお金を払ってくれる人かを調べます。これを審査と言います。審査で会社がOKを出すと、その人は会社に必ずお金を払ってくれる人と「信用(credit…クレジット)」されたことになり、先に

「消費者庁イラスト集」より 会社に会社が立て替え払いをするため、カードだけで買い物ができます。

こんな便利なクレジットカードですが、気をつけなくてはならないことをまとめてみました。

1 お金のやり繰りに困っている人は持たないほうがいい。買い物するときは払える金額内で!

クレジットカード払いは借金です。カードでほしい物が手に入るので、お金を払っている感覚がマヒします。気づけばビックリするような請求が来ることにもなります。



2 リボ払いに注意!

「〇,000ポイントプレゼント」とか、「今月の支払額を調整」などとリボ払いを盛んに勧める DM をよく見かけます。リボ払いはどれだけ支払っているかわからなくなるので要注意です。

3 「クレジットカードで支払えばよい」と言われても応じない

悪質業者に勧誘された時、「お金がない」と断ると、「クレジットカードで支払えばよい」とカードの契約を勧めてくることがあります。絶対に応じないようにしてください。

4 カード情報の盗難に注意

悪質サイトから、カード情報を盗まれることがあります。カード情報を入力するときは、そのサイトが信頼できるものなのか、必ず注意しましょう。

5 利用明細を確認しよう。たくさんのカードを作らないようにしよう。

しかし、知らない間にカード情報が盗まれることもあり、これを防ぐのは無理とも言われています。実は、私の家族のカード情報がカードを1回も使っていないのに盗まれたことがありました。知らないうちにカードが使われていないかは利用明細を確認すればチェックできます。そのためにも「ポイントがたまるから」という誘いに乗ってあまりたくさんのカードを持たないようにしましょう。

6 トラブルが起きたらそのままにせず、カード会社に連絡しよう!

誰にでもトラブルが起きます。トラブルにあったらそのままにせず、必ずカード会社に連絡して、一旦カードの使用を停止するなどの対策をとりましょう。

※クイズの答え

1 イ 2 イ 3 ア